

現場説明書

- 1 業務名 市道1629号ほかFWD調査委託業務
2 監督員 土木部 道路補修課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業務仕様書

総 則

(適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の測量・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(管理技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し、監督員に提出及び承諾を得なければならない。
- 2 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門ー建設ー道路)、技術士(建設部門ー道路)、あるいは RCCM(道路部門)の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 管理技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。
- 4 管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

- 1 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門ー建設ー道路)、技術士(建設部門ー道路)、あるいは RCCM(道路部門)の資格保有者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせを行い、その内容についてはその都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は、打ち合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面(打ち合わせ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議を行い、その内容については、受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、調査、設計、計画及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、管理技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。なおやむおえない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

特記仕様書

1 総則

1-1 適用

- (1) 本特記仕様書は、横須賀市（以下「発注者」という。）が発注する「市道 1629 号ほか FWD 調査委託業務」に適用する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、神奈川県「測量・調査・設計業務共通仕様書」（令和 2 年 4 月）に基づいて実施するものとする。

1-2 業務目的

本業務は、横須賀市が管理する道路を対象に、交通量の状況把握及び FWD たわみ量測定等により舗装の健全度を調査し、舗装の効率的・効果的な修繕を行うための計画策定を実施するための基礎資料を得るものである。なお、本業務の管理技術者は、業務目的を的確に把握し、手戻りが生じることがないように細心の注意を払い、業務を遂行しなければならない。

1-3 準拠する法令・基準等

本業務を実施するにあたり、本業務の目的を把握し、合理的かつ効率的に業務を遂行すること。準拠する法令及び基準等は、以下のとおりとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）
- (2) 道路法施行規則（昭和 27 年 建設省令第 25 号）
- (3) 神奈川県市町村版点検要領【舗装編】
（令和 2 年 6 月 公益財団法人 神奈川県都市整備技術センター）
- (4) 舗装調査・試験法便覧（平成 31 年 3 月 一般社団法人日本道路協会）
- (5) その他、関係法令

1-4 疑義等

受注者は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項又は、疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

1-5 業務計画書

受注者は、調査の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、共通仕様書第 1112 条に基づき業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

1-6 貸与資料

本業務の実施にあたり、以下の資料を貸与するものとする。本業務完了後、貸与資料は、速やかに返納するものとする。

- (1) 都市計画図 (CAD データ)
- (2) 補修履歴に関する資料 (路面性状調査の報告書を含む)
- (3) 点検調書様式 (電子データ)
- (4) その他、当該業務を履行するにあたり、必要な関連資料

1-7 打合せ協議

打合せは、原則として業務着手時、中間時 (3回)、最終成果品納入時に行うものとする。

1-8 手直し

受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

1-9 関係官公庁との手続き

本業務の履行にあたって必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きが発生した場合は、受注者の責任において迅速に処理するものとする。なお、本業務を行う際に、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要となった場合は、監督員と協議を行うものとする。また、調査に必要な関係機関との諸手続きや資料収集及び協議資料作成を行うものとする。

1-10 諸法規の遵守について

受注者は、業務履行にあたり、諸法規を遵守し業務の円滑な推進を図るとともに諸法規の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

1-11 交通安全管理

- (1) 本業務の履行にあたっては、共通仕様書 1132 条に基づき、現場の交通状況に即した適切な保安施設を設ける等して、事故等の無いように安全管理に努めるものとし、規制の方法や必要な人員及び機材に関する規制計画を受注者は監督員に提出するものとする。設計上は FWD 調査時に 3 人 (3 人×1 日) を見込んでいるが、地元及び交通管理者等により変更が生じた場合には、別途協議するものとする。なお、本業務に起因して第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において処置するものとする。
- (2) 現場における調査の履行については、道路工事等における表示及び保安施設の設置基準に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

1-12 沿道環境

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情があった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督員に報告するものとする。

2 業務内容

2-1 事前準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を十分理解したうえで、これまでの管理実績や各道路における役割・性格等に応じて、適切な調査が実施できるよう点検対象路線から全体測定計画を立案し、資料収集及び機器及び機材計画を行うものとする。なお、測定に先立ち現地踏査を行うものとする。

2-2 現地踏査

- (1) 点検に先立って管理技術者等は現地踏査を行い、FWD測定車による測定を円滑に行うため、調査ルートの確認を目的に、測定区間毎の始点と終点の間を踏査し、現地の交通状況、調査に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録（写真撮影含む）する。なお、道路路面の状況により、調査業務に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。また、緊急対応が必要と判断される損傷等がある場合は、直ちに監督員に報告するものとする。
- (2) 調査に際して必要な現地の概況を調査路線毎に写真撮影し、調査記録としてまとめ、実施計画書とともに提出するものとする。

2-3 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上で、実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1)業務内容
- (2)調査位置図
- (3)現地踏査結果（別途現地踏査報告書）
- (4)業務実施方針（調査方法、調査ルート等）
- (5)実施体制
- (6)実施工程表
- (7)仮設設備計画
- (8)使用建設機械
- (9)安全管理計画（交通規制含む）
- (10)環境対策
- (11)連絡体制（緊急時含む）
- (12)その他監督員が必要と認めたもの

2-4 調査路線及び箇所

- (1) 調査を行う路線及び箇所は、別表1のとおりとする。
- (2) 測定位置は、外側車輪通過位置を標準とし、道路の縦断方向に測定する。ただし、激しいわだち掘れが発生している箇所、異常地と想定される箇所は避け、その旨を監督員に報告するものとする。
- (3) 調査間隔は20m毎に測定を標準として考えているが、監督員と協議により決定するものとする。
- (4) 測定点は、現地精査のうえ、監督員と協議して決定する。

2-5 作業区分

- (1) 本業務の作業区分は、昼間作業とする。ただし、現場条件及び関係機関との協議等により、作業区分に変更を要する場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 現場条件等により、道路規制を要する場合は、道路規制図を監督員に提出するものとする。

3 舗装たわみ量基礎調査業務内容

3-1 FWDたわみ量測定車

FWD測定車は、国立研究開発法人土木研究所が実施している「舗装たわみ測定装置（FWD）検定」において、仕様評価及び性能検定結果が全ての項目で合格し、検定認定書の有効期間内の測定車を使用することとする。また、舗装たわみ測定装置（FWD）検定認定書の写しを監督員に提出することとする。

3-2 FWDたわみ量測定基準

FWDたわみ量測定は、舗装調査・試験法便覧（平成31年3月 一般社団法人日本道路協会）S047によることとする。

3-3 FWDたわみ量測定方法

- (1) FWDの載荷荷重は、アスファルト舗装は49kNを標準とし、コンクリート舗装は98kNを標準とする。また、1測点の重錘の落下回数は4回とする。（1回目のデータは破棄し、2～4回目のデータを平均して採用する）なお、2回～4回の荷重とたわみ量の結果において、載荷荷重の差及びセンサ全てのたわみの差が各平均値の5%以上の場合は、再測定する。
- (2) たわみセンサは、7個以上を装着し、最大距離は荷重中心から150cm以上とする。
- (3) 測定時は、測定位置、測定時刻、載荷荷重、外気温、路面温度、たわみ量を記録する。

3-4 既設舗装厚

本市で保管している補修履歴に関する資料より、既設の舗装構成を確認する。

4 交通量調査業務内容

4-1 交通量調査

- (1) 観測日は、平日を基本とし、監督員と協議の上決定する。
- (2) 測定時間は、12時間観測（午前7時から午後7時までの間）とする。

4-2 観測

- (1) 観測は、交差点地点において時間別・車種別・方向別に交通量を調査し、大型車混入率を計算する。
- (2) 調査対象車種は、自動二輪車、大型車類（貨物車、乗用車）、小型車類（貨物車、乗用車）とする。
- (3) 観測に際しては、観測地点に責任者を配置して、不注意による事故・観測の怠り等にならないよう努めるものとする。
- (4) 観測中異常気象・その他による交通状態に異常が生じた場合又は観測に支障があると認められる場合は、監督員と協議するものとする。
- (5) 観測に際しては、交通量調査中であることを観測地点に表示するものとする。

5 データ整理・解析評価

5-1 データ整理

荷重補正及び温度補正を行った測点ごとのたわみ量を測定データとして整理し、報告する。

5-2 解析評価

- (1) たわみ量から路床支持力を推定し、各測定地点のCBRを求めるとともに区間CBR及び設計CBRを算出する。
- (2) 温度補正したたわみ量から弾性係数を算出し、評価する。また、残存TAを計算し、必要TAに対する評価を行う。

5-3 点検調書作成

路線毎に点検調書を作成する。点検調書の様式は監督員より貸与する電子データで作成し、点検調書作成の注意事項（入力規則、命名規則）を確認し、点検調書の作成を行うこと。

5-4 補修工法検討

- (1) 舗装たわみ量調査及び既設舗装厚ならびに交通量調査結果から、最適な工区分割を行い、工区分割毎に補修工法を総合的に検討し、当該区間毎の舗装構成を計画する。
- (2) 補修工法及び舗装構成の計画は、道路環境や経済性など総合的に検討し、検討結果を所見又は考察として区間毎に取りまとめること。

6 成果品の作成

6-1 報告書作成

報告書は、FWD調査結果をもとに、調査方法、調査数量、調査要領等に定める道路台帳、点検調書、現地調査結果等について項目ごとにまとめて作成し、取りまとめるものとする。また、監督員の指示により求められた資料においても同様にまとめるものとする。

6-2 報告書の提出

報告書は、調査及び解析結果を製本の上、まとめるものとする。なお、部数は、キングファイルA4縦版2部とする

(1) 調査検討報告書(A4) 1式

(「設計業務共通仕様書 第1211条 設計業務の成果」の設計業務成果概要書にあるように点検業務に関する要件を的確に解説し取りまとめるものとする。)

(2) 上記の電子データ(CD-R等)

別表1

路線名	FWD調査		交通量調査 (箇所)
	延長(m)	調査箇所(点)	
野比北武線 市道7600号	1,070	55	1
市道佐島港線 市道1629号	1,500	76	1
計	2,570	131	2

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル1～3が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

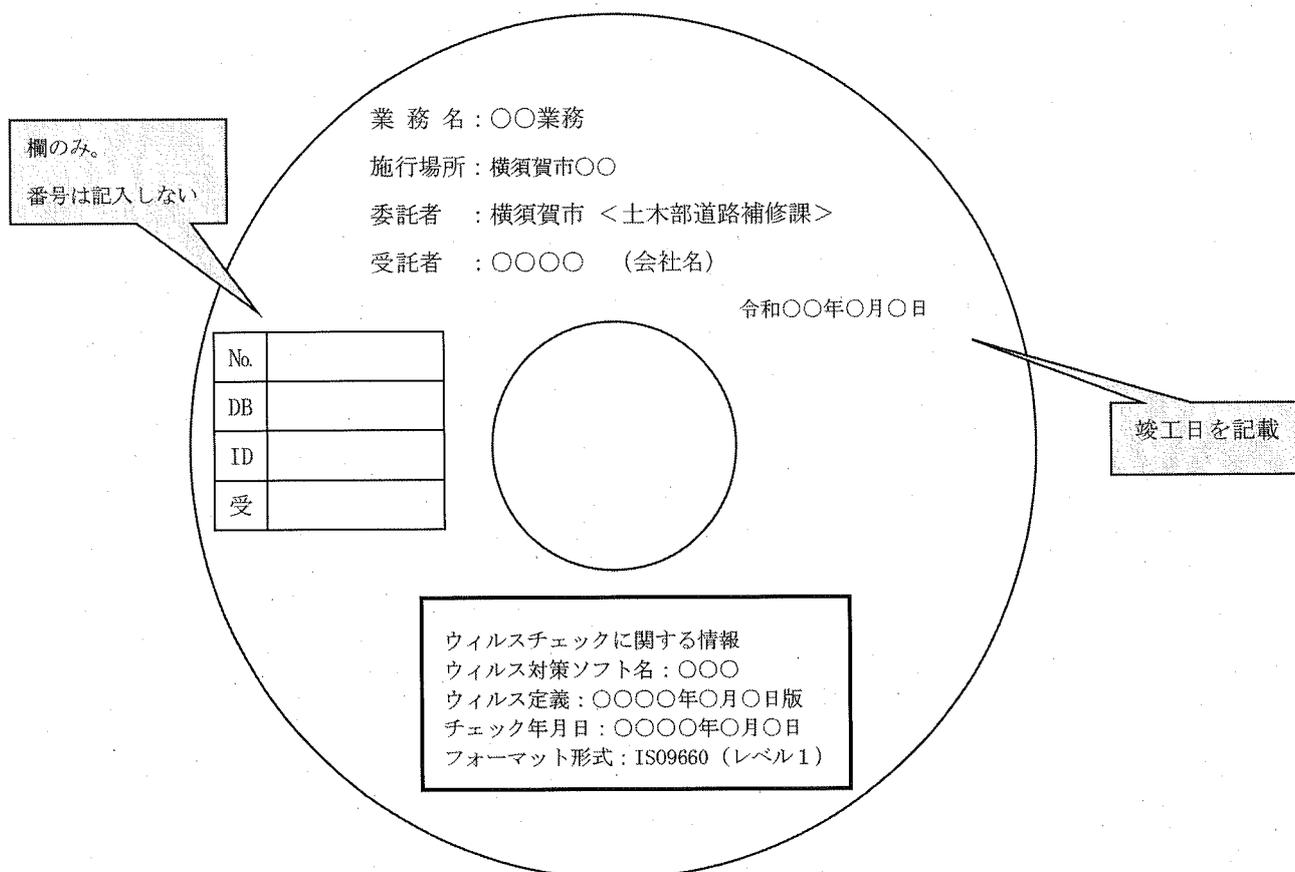
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例

〇〇業務 令和〇〇年〇月〇日



個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 ~~市独自単価及び積算における補足資料について~~

~~本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。~~

~~<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1622/koujitousokisann.html>~~

2 ~~市場単価の端数処理について~~

~~市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和2年8月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和2年8月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和2年度版 |

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 02		
事 業 所 名	横須賀市土木部		
(工 事 ・ 業 務) 名	市道1629号ほかFWD調査委託業務		
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市佐島3丁目8番地先ほか1路線		
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	市道1629号ほか		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀		
事 業 区 分	単費		
工 期	90 日間		
設 計 金 額	(円)		
	円		
設 計 概 要			
(起 工 ・ 変 更) 理 由			

横須賀市

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

< 支出科目 >

款	09 土木費
項	02 道路橋りょう費
目	02 道路橋りょう維持費
節	13 委託料
細節	90 工事請負に係る委託料 [維持目]

< 合併区分情報 >

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

< 全体金額情報 >

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 02 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	レ	設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%	
			電子成果品作成費	計上する(その他)	
			旅費交通費	計上する(計画)	
	レ	測量業務	安全費率	0.0%	
			電子成果品作成費	計上する	
			旅費交通費	計上する(測量)	
		地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
			施工管理費		
			旅費交通費		
		地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β		
		港湾測量業務	技術経費率		
		港湾磁気探査業務	技術経費率		
	業務委託	諸経費率			
		技術経費率			
	設計業務等標準積算基準書 適用年版	令和02年8月1日適用			
	資材等単価表 適用年版	令和02年10月1日基準			
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B(昼間)		3	人日	

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目 工種 種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
FWD調査解析業務	1	式			
FWD調査解析	1	式			
FWD調査解析	1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)	1	式			
電子成果品作成費(率計上分)	1	式			
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
設計業務価格	1	式			
測量業務					
FWD調査業務	1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
FWD調査			1	式			
FWD調査			1	式			第 2001 号 内訳書
直接経費			1	式			第 2002 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接測量費計			1	式			
諸経費			1	式			
測量業務価格			1	式			
合計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書
FWD調査解析

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) FWD調査解析					第1001号下内
	1	式			
合 計					

第2001号 内訳書
FWD調査

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) FWD調査					第2001号下内
	1	式			
合 計					

第2002号 内訳書
直接経費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 直接経費					第2002号下内
	1	式			
合 計					

第1001号 下位内訳書
AMA0010 FWD調査解析

1 式 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 解析業務	131	点			第1001号単価表
(SJ0020) 補修工法検討	131	点			第1002号単価表
(SJ0030) 報告書作成	1	業務			第1003号単価表
(SJ0040) 打合せ協議	1	業務			第1004号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第2001号 下位内訳書
AMA0020 FWD調査

1 式 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0100) 計画及び準備工	1	業務			第2001号単価表
(SJ0110) 現地踏査 調査規模：100点以上～1000点未満	131	点			第2002号単価表
(SJ0120) 実施計画書作成	1	業務			第2004号単価表
(SJ0130) FWD調査	131	点			第2005号単価表
(SJ0140) 交通量調査	2	箇所			第2007号単価表
合 計					

第2001号 下位内訳書
AMA0020 FWD調査

1 式 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	1	式			円/式

第2002号 下位内訳書
AMA0030 直接経費

1 式 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0050) FWD測定車輸送費 (往復) 片道輸送距離：40km以内	1	回			
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第2008号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
 SJ0010 解析業務

1,000 点 当り
 適用年版 T0210
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	2	人			[1]
(R0404) 技師 (B)	4	人			[1]
(R0405) 技師 (C)	8	人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ[1] * 0.03	1	式			
合 計					
	1	点			整数止め切捨て 円/点

第1002号 単価表
SJ0020 補修工法検討

1,000 点 当り
適用年版 T0210
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
	0.2				
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
	0.4				
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
	4.1				
(R0406) 技術員		人			[1]
	8.1				
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.03		式			
	1				
合 計					
	1	点			整数止め切捨て 円/点

第1003号 単価表
SJ0030 報告書作成

1 業務 当り
適用年版 T0210
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0405) 技師 (C)		人			
	1.2				
(R0406) 技術員		人			
	2.5				
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1004号 単価表
SJ0040 打合せ協議

1 業務 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	2.5	人			
(R0405) 技師 (C)	2.5	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第2001号 単価表
SJ0100 計画及び準備工

1 業務 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0603) 測量技師	0.5	人			
(R0604) 測量技師補	0.5	人			
合 計					
	1	業務			有効4桁切捨て 円/業務

第2002号 単価表
SJ0110

現地踏査
調査規模：100点以上～1000点未満

100 点 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0603) 測量技師	0.1	人			
(R0604) 測量技師補	0.3	人			
(R0605) 測量助手	0.3	人			
(D18068) 連絡車(ライトバン) 運転費	0.2	日			第2003号単価表
合 計					
	1	点			有効4桁切捨て 円/点

第2003号 単価表
D18068 連絡車(ライトバン) 運転費

1 日 当り
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006704001) ガソリン レキユーラー		L			[1]
(Z345100100) ライトバン 1500CC 運転1時間当り 9欄		時間			[1]
(Z345110100) ライトバン 1500CC 供用1日当り 11欄		供用日			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
T01 運転時間(小数第1位,2位四捨五入)	2	2			

第2004号 単価表
SJ0120 実施計画書作成

1 業務 当り
適用年版 T0210
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0602) 測量主任技師	0.5	人			[1]
(R0603) 測量技師	0.5	人			[1]
(X0070) 機械経費 Σ[1] * 0.03	1	式			
合 計					
	1	業務			有効4桁切捨て 円/業務

第2005号 単価表
SJ0130 FWD調査

1,000 点 当り
適用年版 T0210
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0603) 測量技師	10	人			
(R0604) 測量技師補	10	人			
(SJ0150) FWD測定車損料	10	日			第2006号単価表
合 計					
	1	点			有効4桁切捨て 円/点

第2006号 単価表
SJ0150 FWD測定車損料

1 日 当り
適用年版 T0210
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006704001) ガソリン レギュラー	10	L			
(TJ0010) ガソリン (ハイオク)	50	L			
(TJ0020) FWD測定車損料	1	日			
合 計					
	1	日			有効4桁切捨て 円/日

第2007号 単価表
SJ0140 交通量調査

1 箇所 当り
適用年版 T0210
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0030) 測量技師補 12h補正	2	人			[1]
(TJ0040) 測量助手 12h補正	2	人			[1]
(X0020) 雑品 Σ [1] * 0.03	1	式			
合 計					
	1	箇所			有効4桁切捨て 円/箇所

第2008号 単価表
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			
合 計					
	1	人日			円/人日

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
設計業務			
FWD調査解析業務		式	1
FWD調査解析		式	1
FWD調査解析		式	1
FWD調査解析		式	1
解析業務	アスファルト舗装	点	131
補修工法検討	アスファルト舗装	点	131
報告書作成		業務	1
打合せ協議	5回（業務着手時、中間打合せ3回、成果納入時）	業務	1
測量業務			
FWD調査業務		式	1
FWD調査		式	1
FWD調査		式	1
FWD調査		式	1
計画及び準備工		業務	1
現地踏査	調査規模：100点以上～1000点未満	点	131
実施計画書作成		業務	1
FWD調査	アスファルト舗装	点	131
交通量調査	12時間交通量調査	箇所	2
直接経費		式	1
直接経費		式	1
FWD測定車輸送費（往復）	片道輸送距離：40km以内	回	1
交通誘導警備員B		式	1

位置図

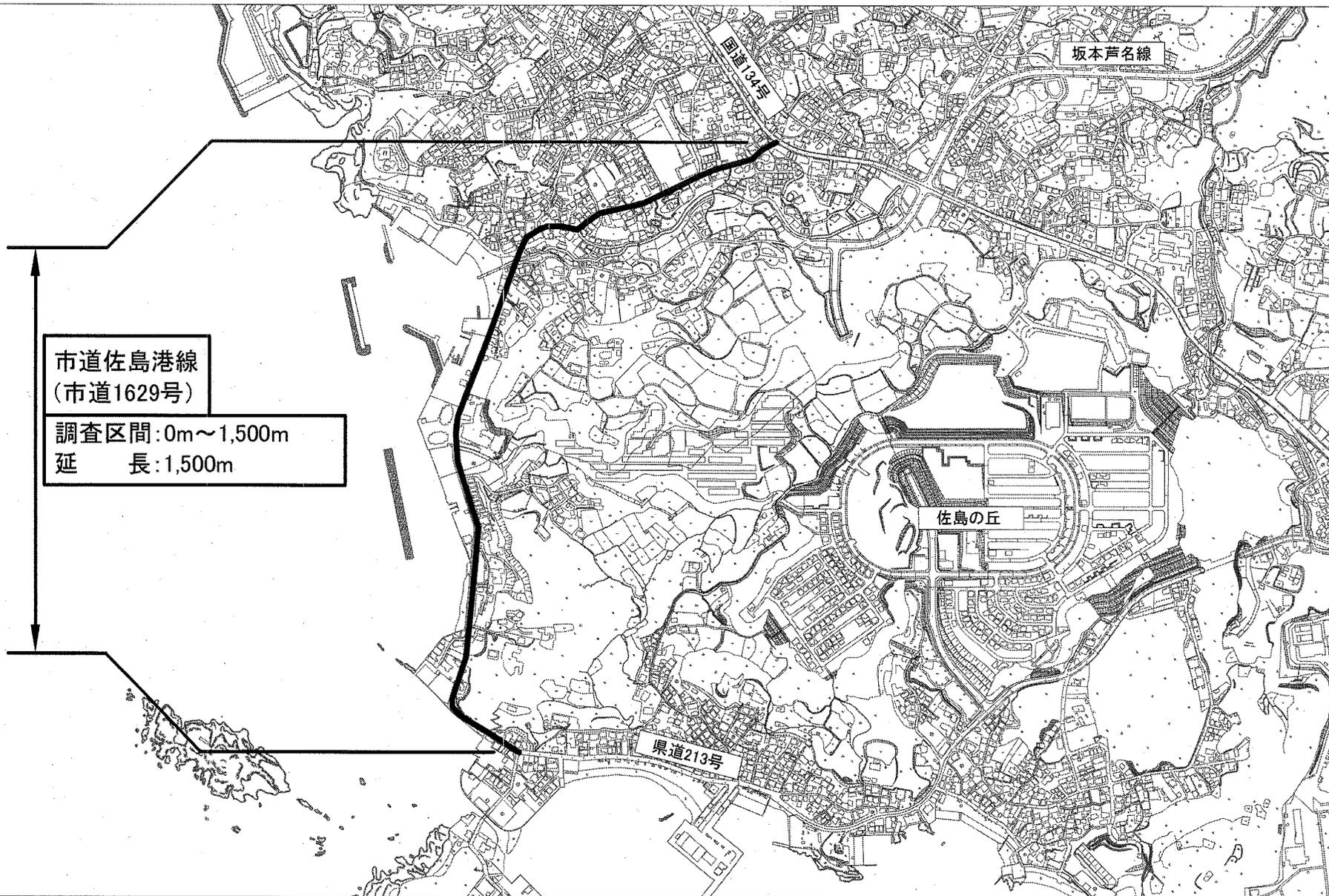
記号

縮尺

1:10,000

制定年度

市道1629号ほかFWD調査委託業務
横須賀市佐島3丁目8番地先ほか1路線



市道佐島港線
(市道1629号)
調査区間:0m~1,500m
延長:1,500m



位置図

記号

縮尺

1:20,000

制定年度

市道1629号ほかFWD調査委託業務
横須賀市佐島3丁目8番地先ほか1路線

